

令和2年度 第2回 青森県建築審査会 (議事録)

日時：令和2年10月28日(水)9時30分～

場所：県庁舎北棟2階B会議室

小野 GM : 定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第2回青森県建築審査会を開催いたします。

本日は、板垣委員、福原委員が所用により欠席となりますが、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立したものとします。

次に審議の公開又は非公開につきましては、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしくお願いいたします。

小藤会長： 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開としていきますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし

小藤会長： 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。

小野 GM : それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長にお願いいたします。

小藤会長： それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。

川原 : それでは、議案第1号について、説明します。
(議案内容を説明)

特定行政庁として、「変更の規制・保存の措置が講じられている。」
「防火及び構造安全性について、措置が講じられている。」
「出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性が確保されている。」
「避難安全性の確保に十分配慮されている。」と認められます。
以上で、議案第1号についての説明を終わります。

小藤会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

礮委員： 建築基準法が適用されると、建物全体を改修等の措置をしなければならぬということでしょうか。

川原： はい。これまで住宅として使用していた建築物の一部が、特殊建築物へ用途が変更となると、用途が変わる部分以外へも法が遡及されることとなります。これにより、文化財としての価値が損なわれる可能性があるため、法第3条第1項第3号の指定を受けることで法の適用が除外となります。

小藤会長： シャトルバスが巡回する計画となっているが、車で来る方は、どこへ駐車する計画となっていますか。

川原： シャトルバス発着場のそれぞれの駐車場へ駐車すると聞いております。

小藤会長： 来年度以降、消防設備の設置が必要となっているが、こういった形で設置の確認することとなっていますか。

川原： 使用開始届等が必要と思われるため、消防部局で確認すると思われます。またその際に、こちらにも報告をしてもらうことで、確認は可能であります。

小藤会長： 今年度に限り、電気配線を切断する計画になっているのは、どういう意図ですか。

川原： 今年度に限り、消防設備の設置免除となる条件として、消防部局が指導しているものであり、一般公開をする離れ部分の漏電火災を防止するためと聞いております。

小藤会長： 他に質疑はありませんか。

各委員： ありません。

小藤会長： それでは、議案第1号は 同意といたします。

小野 GM : 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていただきます。

引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき非公開となります。

恐れ入りますが、傍聴者の方はここで退室願います。

小藤会長 : それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いします。

川原 : それでは、報告案件の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号 (法改正前: 第 1 項ただし書き) の規定に基づく許可における包括同意について、前回建築審査会 (令和 2 年 8 月 19 日) で報告した以降の許可分をご報告いたします。

(報告内容を説明)

以上、報告を終わります。

小藤会長 : 何か質問はございませんか。

各委員 : 質疑

小藤会長 : これで本日予定された案件は全て終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

小野 GM : これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。
本日はありがとうございました。